

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第 27 条の 23 第 1 項
【提出先】	関東財務局長 殿
【氏名又は名称】	弁護士 金川 創
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【報告義務発生日】	平成 19 年 3 月 23 日
【提出日】	平成 19 年 3 月 30 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社タカラトミー
証券コード	7867
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者）／1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン法人）
氏名又は名称	ティーピージー リッチモント ジェンパー ツー リミテッド (TPG Richmond GenPar II, Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島・グランドケイマン・ジョージタウン・ サウスチャーチストリート・アグランドハウス 私書箱 309GT (PO Box 309 GT, Ugland House, South Church Street George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	平成 19 年 2 月 22 日
代表者氏名	ジョン・イー・ヴィオラ
代表者役職	ディレクター（ヴァイス・プレジデント兼トレジャラー）
事業内容	投資事業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー 21 階 スキヤデン・アープス法律事務所 弁護士 佐野 隆太郎
電話番号	03-3568-2600

#### (2)【保有目的】

<p>政策投資（企業価値向上を目的とした投資）。</p> <p>提出者は、ティーピージー リッチモント ツー エル・ピー（TPG Richmond II, L.P.）のジェネラル・パートナーとして、ティーピージー リッチモント ワン エル・ピー（TPG Richmond I, L.P.）のジェネラル・パートナーである共同保有者と共に、発行者の取締役候補者（最大 2 名とする）を指名して提案するほ</p>
---

か、発行者による新株発行、合併、会社分割、営業譲渡、株式交換、株式移転、組織変更、事業提携及び資本提携等に関し、賛成若しくは反対の意思を表明することがある。また、その他の重要提案行為等を行うことがあり得る。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等 (株)			
新株予約権証券 (株)	A	—	G
新株予約権付社債券 (株)	B	—	H 9,090,909
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計 (株)	M	N	O 9,090,909
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P-Q)	R	9,090,909	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S	9,090,909	

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株) (平成 19 年 2 月 28 日現在)	T	96,290,850
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (R/(S+T)×100)		8.63%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		-

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成 19 年 3 月 23 日	新株予約権付社債券	9,090,909	8.63	市場外	取得	770 円


(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者ティーページ リッチモント ジェンパー ツー リミティッド (TPG Richmond GenPar II, Ltd.) は、ティーページ リッチモント ツー エル・ピー (TPG Richmond II, L.P.) のリミティッド・パートナーとの間で締結したパートナーシップ契約に基づき、ティーページ リッチモント ツー エル・ピー (TPG Richmond II, L.P.) のジェネラル・パートナーとして、当該株券等に投資するに必要な権限を付与されている。

当該株券等については、①発行者と、②ティーページ リッチモント ジェンパー ワン リミティッド (TPG Richmond GenPar I, Ltd.) がジェネラル・パートナーを務めるティーページ リッチモント ワン エル・ピー (TPG Richmond I, L.P.) 及び③ティーページ リッチモント ジェンパー ツー リミティッド (TPG Richmond GenPar II, Ltd.) がジェネラル・パートナーを務めるティーページ リッチモント ツー エル・ピー (TPG Richmond II, L.P.)、の三者間で締結されている「投資に関する合意書」において、提出者が処分しようとする当該株券等の量や処分の態様等に応じて、一定程度の譲渡制限が約定されている。

なお、当該株券等は、後述の提出者の三井住友銀行からの借入金にかかる債権を被担保債権として、同社を担保権者とする担保権が設定されている。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	
借入金額計 (V) (千円)	7,000,000
その他金額計 (W) (千円)	
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	7,000,000

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
株式会社三井住友銀行(東京中央)	銀行	奥 正之	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	2	7,000,000


③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者／1】

(1)【共同保有者の概要】

①【共同保有者】

個人・法人の別	法人（ケイマン法人）
氏名又は名称	ティーピージー リッチモンド ジェンパー ワン リミティッド (TPG Richmond GenPar I, Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島・グランドケイマン・ジョージタウン・ サウスチャーチストリート・アグランドハウス 私書箱 309GT (PO Box 309 GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 19 年 2 月 22 日
代表者氏名	クライブ・ディー・ボード
代表者役職	ディレクター（ヴァイス・プレジデント兼セクレタリー）
事業内容	投資事業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー 21 階 スキャデン・アープス法律事務所 弁護士 佐野 隆太郎
電話番号	03-3568-2600

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本 文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券又は投資証券等（株）			13,545,800
新株予約権証券（株）	A	—	G
新株予約権付社債券（株）	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計（株）	M	N	O 13,545,800
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P-Q)	R	13,545,800	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株） （平成 18 年 9 月 30 日現在）	T	96,260,850
上記提出者の 株券等保有割合（％） (R/(S+T)×100)		14.07%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		-

#### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

##### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) ティーピージー リッチモント ジェンパー ツー リミティッド (TPG Richmond GenPar II, Ltd.)  
 (2) ティーピージー リッチモント ジェンパー ワン リミティッド (TPG Richmond GenPar I, Ltd.)

##### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

###### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株)			13,545,800
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H 9,090,909
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株)	M	N	O 22,636,709
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R	22,636,709	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S	9,090,909	

###### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株) (平成19年2月28日現在)	T	96,290,850
上記提出者の株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)		21.48%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		-

###### (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ティーピージー リッチモント ジェンパー ワン リミティッド (TPG Richmond GenPar I, Ltd.)	13,545,800	14.07%

ティーページ リッチモン ト ジェンパー ツー リミ テッド (TPG Richmond GenPar II, Ltd.)	9,090,909	8.63%
合計		21.48%



## Power of Attorney


ALL PEOPLE PRESENT NOTE that TPG Richmond GenPar II, Ltd., having its head office at PO Box 309 GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (the "*Company*"), does hereby make, constitute and appoint each of Messrs Hajime Kanagawa, Tokutaka Ito and Ryutaro Sano, attorneys-at-law, with their office at Skadden Arps Law Office, Izumi Garden Tower 21F, 1-6-1, Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6021, its true and lawful attorney-in-fact, for it and in its name, place and stead, to do the following acts and things:

1. To prepare, execute and file such reports and send copiers of such reports as provided under Title 2-3 (*Dai 2-Shou-no-3*) of the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended) (*Shoken Torihikihou*) (or the Financial Instruments and Exchange Law (*Kinyuu Shohin Torihiki Hou*) after the Law takes effect) entitled "Disclosure of Circumstances Concerning Significant Holding of Shares, etc." (*"Kabuken-Tou no Tairyuu Hoyuu no Joukyou ni Kansuru Kaiji"*), in relation to its shareholding in Tomy Company, Ltd. (including its holding of bond with stock acquisition rights (*shinkabu yoyakuken tsuki shasai*) issued by Tomy Company, Ltd.), and to supplement and/or amend said report;
2. To receive from the ministries and/or agencies of the Japanese Government any and all notice, orders, communications, verbal or written, or other documents addressed to it pertaining to the foregoing;
3. To prepare and file with the appropriate ministries and/or agencies of the Japanese Government any report, notices, communications or other documents required by or desirable under the laws to be filed in connection with the foregoing; and
4. To appoint and dismiss one or more sub-attorneys to act on behalf of the Partnership with respect to any or all of the powers granted in Paragraphs 1 through 4 hereof.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be signed in its name and on its behalf by the undersigned on March 30, 2007.

TPG Richmond GenPar II, Ltd.

By:

  
Name: G. Douglas Puckett  
Title:

(訳文)

## 委任状

本書面によって、ケイマン諸島・グランドケイマン・ジョージタウン・サウスチャーチストリート・アグランドハウス私書箱 309GTに本店を有するティーページ リッチモント ジェンパー ツー リミティッド以下「当社」という。)は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー21階に所在するスキヤデン・アープス法律事務所の弁護士金川創氏、弁護士伊藤徳高氏及び弁護士佐野隆太郎氏を各々正当かつ適法な代理人として定め、下記の行為をなす権限を委任する。

1. 当社が保有する株式会社タカラトミーの株式(新株予約権付社債の保有を含む。)に関して、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号、その後の改正を含む。)(金融商品取引法施行後は、同法を指すものとする。)第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書及び届出書の作成、提出、補足又は変更、並びに当該報告書及び届出書の写しの送付をすること。
2. 日本国政府の省庁から書面又は口頭による前述の事項に関するあらゆる通知、命令、連絡又はその他の書面を受領すること。
3. 前述の事項に関し、法律に基づき提出することが要求され又は望ましいとされる報告書、通知書、連絡又はその他の書面を作成し、所管の日本国政府省庁に提出すること。
4. 本状第1項乃至第4項において付与される全ての権限に関して当社の代理人として、復代理人を選任又は解任すること。

上記を証するために、当社は、平成19年3月30日、下記署名者をして本委任状に署名せしめた。

ティーページ リッチモント ジェンパー  
ツウ リミティッド

(署 名)  
\_\_\_\_\_

ジー・ダグラス・パケット

上記の通り訳文として提出いたします。

平成19年3月30日

スキヤデン・アープス法律事務所

弁護士 金川創

